



■ 目次

- SECおよびPCAOBの動向に関する2008年AICPA全国会議のハイライト
- 変動持分事業体および金融資産の譲渡に関する新しい開示要件をまとめたPwC DataLine
- 企業結合および非支配持分に関する新基準適用についてのFAQについてのPwC DataLine
- 年金およびOPEB会計に関する年度末の検討事項
- SECがXBRL利用を義務付ける最終規則を承認
- SECがサーベンス・オクスレー法404条の費用便益調査を開始
- FASBが一部の負債証券の減損モデルの変更および一部の金融商品の新しい開示に関して2008年度の財務諸表からの適用を提案
- FASBが企業結合における偶発事象の会計処理に関するコメントを募集
- FASBが非公開企業に対するFIN 48の適用日を再度延期
- その他のFASB関連記事
- EUがEU市場に上場する米国企業にUS GAAPの利用を認める規定を延長

■ SECおよびPCAOBの動向に関する2008年AICPA全国会議のハイライト

先週開催されたSECおよびPCAOBの動向に関するAICPA全国会議では、特に現在のような金融環境において十分な情報を得た上での判断に役立つような、さらに多くの情報を投資家へ提供することに焦点が当てられました。投資家のニーズの重視には、過去の会議の主要テーマ、すなわち判断、透明性、そして複雑性の削減が盛り込まれていました。発表者達は財務諸表作成者に対して、有意義な開示を確保するための財務報告の見直し、再評価など、財務報告に再度焦点を当てることを要請しました。また、提供された技術的な資料に加え、公正価値会計および国際財務報告基準(IFRS)も有力な話題となっていました。

PwCのDataLine 2008-34は、この会議で議論がなされた会計および監査に関する各主要トピックについての追加的な情報やインサイトを提供しています。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpif?ContentCode=AALN-7MG62R&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ 変動持分事業体および金融資産の譲渡に関する新しい開示要件をまとめたPwC DataLine

DataLine 2008-32において、PwCは、米国財務会計基準審議会(FASB)がFASB基準書第140号およびFASB解釈指針第46号(R)に対して最近行った、重要な変更をまとめています。新たな定性・定量情報の要求に加え、FASB職員意見書No. FAS 140-4 and FIN 46(R)-8「金融資産の譲渡および変動持分事業体の持分に関する公開企業による開示」では、開示作成において満たすべき包括的な目標を企業に与えることを意図した開示原則を取り入れています。企業は、個別の報告が財務諸表利用者に対して、より有益な情報を提供しない場合には、開示を合算することも認められています。このFSPは2008年12月15日より後に終了する年度および期中の報告期間から適用となります。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

■ 企業結合および非支配持分に関する新基準適用についてのFAQについてのPwC DataLine

FASB基準書第141号(R)「企業結合」(FAS 141(R))およびFASB基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB 51の修正」(FAS 160)は、企業結合および非支配株主との取引に関する会計処理を大幅に変更します。PwCはこれらの新基準の適用を行う企業を支援するため、以下の二つのDataLineを公表しました。

- **DataLine 2008-30「FAS 141(R)およびFAS 160の適用に関する主要な検討事項」**— このDataLine はFAS 141(R)およびFAS 160の適用に関する様々な質問に対応しています。さらに、この2つの基準によってもたらされた変更は、過去に買収を行った企業にも(将来の買収計画がない場合でも)影響を与えることに注意しなければなりません。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7MF2FL&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>
- **DataLine 2008-33「FAS 141(R)およびFAS 160の税務会計上の影響に関するFAQ」**— 新基準はFASB基準書第109号「法人所得税の会計処理」に基づく一部の法人所得税の会計処理を変更しています。このDataLineは、FAS 109への準拠に対応した上でのFAS 141(R)およびFAS 160の適用による税務上の影響に関するPwCの洞察を共有しようとするものです。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7MG5JE&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ 年金およびOPEB会計に関する年度末の検討事項

確定給付型の年金およびその他の退職後給付の会計処理と報告においては、雇用主は、未来についての多くの仮定を行ったり制度資産の測定日において公正価値を測定したりしなければなりません。特定の経済要因および信用市場や証券市場の変動は、制度資産として保有する投資の価値や来年度の年金/OPEB費用および資金拠出に直接的な影響を及ぼし、自信を持って見積を行うことをさらに困難にしています。また、資金拠出の増加を義務付け、2011年までに100%の積立が行われることをめざして2008年には92%の積立達成を求める、2006年年金保護法が施行された本年においては多くの雇用主が確定給付年金制度の多額の積立不足に直面しています。

DataLine 2008-32では、PwCは、最近の経済事象による影響を最も受けやすい主要な年金基礎率について論じ、その決定において使用された見積や手法に求められる可能性のある修正内容の決定に関するガイダンスを提供しています。また、年金/OPEB会計に与える市場衰退の影響についても議論しています。年金保護法の資金拠出要件および資金拠出規定の一部の要素の改正のために行われている最近の試みも取り扱っています。

▼CFodirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7MG5F2&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ SECがXBRL利用を義務付ける最終規則を承認

米国証券取引委員会(SEC)は、今週、公開企業に対して拡張可能ビジネス・レポーティング言語(XBRL)を使ったインタラクティブ・データ形式による追加財務情報の提供を義務付ける規則修正の承認を採択しました。新規則はUS GAAPを使用する国内および国外企業に適用され、最終的には国際会計基準審議会(IASB)の発行によるIFRSを使用する外国登録企業にも適用となります。

XBRLによる財務報告は来年からの段階的スケジュールによって実現します。US GAAPを使用し、株式発行総額が50億ドルを越える大規模早期提出企業は2009年6月15日以降に終了する最初の四半期または会計年度からXBRLによる報告書を提供することが求められます。これには約500社が含まれます。US GAAPを使用してファイリングを行う残りの企業はXBRLによる報告書の提供を次の2年間の間に義務付けられる予定です。IASBの発行によるIFRSによるレポートを行う企業は、2011年6月15日以降に終了する会計年度からインタラクティブ・データによる報告書の提出を義務付けられます。

最終規則修正は間もなく公表の予定です。

▼ より詳細な情報については、SECのプレスリリースを以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-300.htm>

■ SECがサーベンス・オクスレー法404条の費用便益調査を開始

SECの経済分析局(Office of Economic Analysis)は、2002年サーベンス・オクスレー法404条の財務報告に係る内部統制要件の費用と便益の研究の一環としてウェブ・ベースの調査を開始しました。収集されたデータの分析は、経営者による内部統制の評価方法に関するガイダンスおよび公開企業会計監視委員会(PCAOB)による監査基準第2号と第5号の差替えが規則の長所を保ちながら費用を削減することによって、404条の適用の改善につながったかどうかの判断に役立てられる予定です。

▼ この調査に関する詳しい情報は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/spotlight/404survey.htm>

■ FASBが一部の負債証券の減損モデルの変更および一部の金融商品の新しい開示に関して2008年度の財務諸表からの適用を提案

今週、FASBは2008年度の財務諸表における金融商品の財務報告の即時改善を目的とした二つの提案に関するコメント募集を決定しました。第一の提案は、証券化資産における特定の受益持分に対する投資に一時的でない価値の下落を計上する必要があるかどうかの決定においてより大きな判断の余地を与えるものです。第二の提案は、FAS 115に基づく満期保有および売却可能に分類される負債証券および売買目的に分類されるもの以外のローンの開示の強化を求めるものです。どちらの提案も間もなくパブリック・コメント募集のために公表される予定です。

また、FASBは、主契約と明確かつ緊密に関係していないために区分してデリバティブとして会計処理する必要のある特定の組込クレジット・デリバティブを明確化することを意図した第三の提案を公表することを決定しています。第三の提案は1月初旬にパブリック・コメント募集のために公表される予定です。

▼ さらに詳しい情報がPwCのBreaking Newsの記事に記載されています。CFODirect Networkのメンバーは以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7MDU4Q&SecNavCode=ASPP-5SLM5R&ContentType=Content>

■ FASBが企業結合における偶発事象の会計処理に関するコメントを募集

FASBはFASB職員意見書草案 NO. FAS 141(R)-a「偶発事象から発生する企業結合において取得した資産または引き受けた負債に関する会計処理」に関するコメントを募集しています。

このFSP案は企業結合における偶発事象から発生する資産および負債の会計処理および開示に関連するFAS 141(R)「企業結合」の適用に関する財務諸表作成者、監査人、法律専門家の懸念に対応するものです。コメント募集期間は2009年1月15日まで。

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/fasb_staff_positions/prop_fsp_fas141r-a.pdf

■ FASBが非公開企業に対するFIN 48の適用日を再度延期

FASBIは、FASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」(FIN 48)の非公開企業への適用日の再度延期を決定しました。米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)を適用する公開企業の非公開連結子会社にはこの延期措置の適用資格はありません。適格企業がこの延期措置を利用する場合には、財務諸表にその旨と不確実なタックス・ポジションに関する会計方針の明確な開示を求められることになります。

先頃、FASBIはこの延期を提案することを決定しました。関係者からのコメントの検討後、FASBIは今週この延期措置の承認を採決しました。FASBの決定はFASB職員意見書として間もなく公表予定です。

▼ この延期措置の詳細についてはPwCのBreaking News記事に記載されています。CFODirect Networkのメンバーは以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7MET8Z&SecNavCode=ASPP-5SLM5R&ContentType=Content>

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBIは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 資本的性質を有する金融商品
http://www.fasb.org/project/fi_with_characteristics_of_equity.shtml
- 保険契約
http://www.fasb.org/project/insurance_contracts.shtml
- FAS 133 ヘッジ
http://www.fasb.org/project/st133_hedging.shtml
- FAS 141(R) - 企業結合における偶発事象から発生する資産および負債
[http://www.fasb.org/project/fas141\(r\)_assets-and-liabilities-in-BC.shtml](http://www.fasb.org/project/fas141(r)_assets-and-liabilities-in-BC.shtml)
- 基準書第 140号の適用: 金融資産の譲渡
http://www.fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml

会議の概要: FASBの12月17日の会議では以下についての議論が行われました。(1)基準書第 140号の適用: 金融資産の譲渡、(2)FIN 46(R)の再検討、(3)一部の非公開企業に対するFIN 48の適用延期。会議の概要を以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/sbd121708.shtml>

次回の公開会議: FASBIは12月22日の会議開催をキャンセルしました。次回は2009年1月5日の予定です。

■ EUがEU市場に上場する米国企業にUS GAAPの利用を認める規定を延長

欧州連合(EU)は米国企業がUS GAAPを使って財務書類の提出を行うことを認める指令を延長しました。EUにおけるUS GAAPの使用を認めた移行規定が2008年末に有効期限を迎えることになっていましたが、EUはUS GAAP(および日本、中国、韓国、カナダ、インドの各国会計基準)はIFRSと「同等」であるという見解を発表しました。その結果、これらの国の企業は、IFRSへの転換の必要に迫られることなく、各国基準の使用とEU内の証券市場への上場を継続することができます。

▼ EUのアクションに関するプレスリリースは以下のEUウェブサイト(Europa)からご覧いただけます。

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1962&format=HTML&aged=0&language=EN&uiLanguage=en>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.